

第二回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 2009(平成 21)年 6 月 14 日

13 時 15 分 ~ 15 時 15 分

会場 沖縄大学 2 号館 2-505 教室

- 議案書 -

第一号議案 平成 20 年度活動報告

第一回協議会総会で承認された下記の活動について、活動を実施した。(詳細は参考資料参照)

- (1) メールリングリストの開設
- (2) リーフレットの作成・配布
- (3) ワークショップの開催と保全活動の実施
- (4) サンゴ-ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催
- (5) 国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承
- (6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

第二号議案 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金細則（案）

協議会の資金を集めるため、以下のとおり細則を作成したい。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

（寄付金等の受け入れ）

第3条 資金調達委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認められたものについて、理事会において承認を得る。

（受け入れの制限）

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- （1）寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- （2）寄付金等の用途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- （3）寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- （4）寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

（寄付金等の用途）

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- （1）協議会の運営
- （2）総会で承認された活動計画
- （3）その他サンゴ礁の保全に関すること

（用途の指定）

第6条 寄付者は自らの寄付金等の用途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された用途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された用途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するもの

とする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

(管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

2 資金調達委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。

第三号議案 規約の修正

規約の第7条、第10条、第17条、第18条について、以下のとおり修正したい。

第三 - 一号議案 第7条の改正

規約第7条に協議会への参加意志について定義されていなかったため、下記のとおり追加したい。

第7条改正案

改正前	改正後
(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。	(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。 <u>2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。</u>

第三 - 二号議案 第10条の改正

第一回総会において、第9条では「除名」、第10条では「解任」となっているため用途の統一が提案された。そのため、規約第10条について、下記のとおり修正したい。

第10条改正案

改正前	改正後
(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 解任	(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 除名

第三 - 三号議案 第17条の改正

規約第17条の総会の成立要件について、下記のとおり修正したい。

第 17 条改正案

改正前	改正後
<p>(総会の議決方法)</p> <p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p>	<p>(総会の議決方法)</p> <p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p> <p>5 <u>総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。</u></p>

第三 - 四号議案 第 18 条の改正

規約には総会の委任について第 17 条には定義されているが、理事会の委任について定義されていない。そのため、第 18 条に理事会の委任について、下記のとおり追加したい。

第 18 条改正案

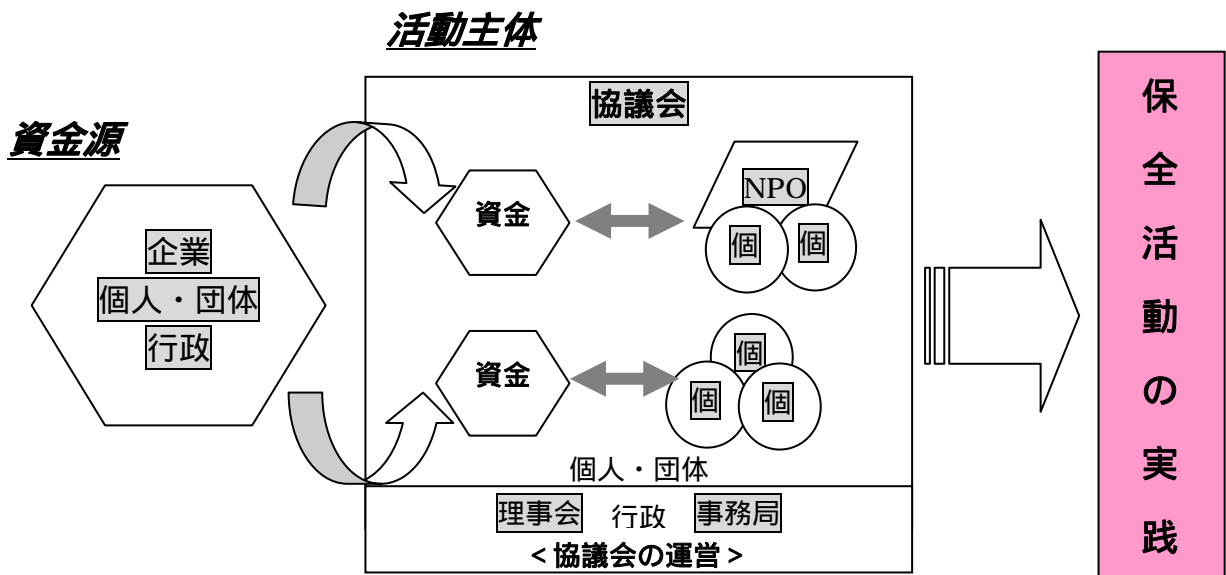
改正前	改正後
<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p>

<p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 <u>理事会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での決議事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</u></p>
-----------------------------	--

第四号議案 平成 21 年度事業計画改訂(案)

第 1 回総会で承認された平成 21 年度計画について、より柔軟な協議会活動を行うため、「5) その他活動に必要な事項」加え、次のように（二重線部分）修正したい。

本協議会は、沖縄県内のサンゴ礁保全活動を推進し、健全なサンゴ礁生態系を維持するとともに持続的な利用による地域づくりを目指している。平成 21 年度は、本協議会組織を維持・運営するとともに会員によるサンゴ礁保全活動の推進を図る。



【本協議会の運営】

本協議会は、年 1 回総会を開催し、その年の活動結果及び次年度の活動計画を報告する。また、本協議会活動を円滑に進めるため、年 3 回程度の理事会を開催する。

総会の開催準備は総会準備委員会が、理事会の開催は運営委員会が行い、事務局はそれぞれの委員会の指示に従って適宜その作業を補佐する。なお、これら本協議会の運営にかかる経費は、資金調達委員会が、各種助成金や行政の業務費、基金等を申請して調達する。

【保全活動の推進】

本協議会では、会員によるサンゴ礁保全活動を、情報の収集と提供、サンゴ礁保全のための提言、資金の収集と提供、の 3 つの柱を軸に推進する。

活動の推進に当たっては、下記委員会がそれぞれの柱を担当し、必要に応じて本協議会の中に作業部会を設置して行う。

表．本協議会で推進するサンゴ礁保全活動の柱と実施主体となる委員会

活動の柱	担当委員会
情報の収集と提供	広報委員会
サンゴ礁保全のための提言	企画委員会

【平成 21 年度の活動】

平成 21 年度は、それぞれの柱に基づき、以下の 4 つの活動を行う。

1) 『沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ』(情報の収集と提供：広報委員会)

沖縄県内のサンゴ礁に関する既存情報を収集し、サンゴ礁の現状について取りまとめる。取りまとめた情報は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

また、会員の活動内容、専門性、提供できるサービスなどの情報を収集し、サンゴ礁保全に関する人材情報を蓄積する。

2) 『沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案』(サンゴ保全のための提言：企画委員会)

で行った評価結果を元に、サンゴ礁保全に必要な対策や保全活動の方向、実施可能な保全活動などを提案する。それらの提案は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

3) 『自然資源に関する地域での意識調査』(資金の収集と提供：企画委員会)

WWF ジャパン(以下、「WWFJ」)より、平成 21 年度に南西諸島の自然資源に関する地域での意識調査の一環として実施する、沖縄県及び鹿児島県奄美地域での地域調査に関し、本協議会との連携による資金の提供が提案されている。これは、南西諸島の各地域において、サンゴ礁を含む自然資源を地域住民がどのように認識しているかを把握するための意識調査である。

そこで、本協議会では平成 21 年度の活動として、調査内容の検討、関係者への連絡調整及び現地調査等について、WWFJ と連携してその実施に協力する。

なお、本協議会の活動としては 「資金の収集と提供」の柱に関する活動であるが、すでに調査実施段階に入っているため、WWFJ との調整は企画委員会が当たる。

4) 『資金調達に関する戦略の検討』(資金の収集と提供：資金調達委員会)

今後の本協議会の自立的運営を含み、必要とされるサンゴ礁保全活動に対して、どのようにその資金を獲得するか、その方法を戦略的に検討する。

5) 『その他活動に必要な事項』

上記 4 つの活動以外の規約第 5 条協議会の活動に合致した活動については、理事会で承認する。

活動の期間：上記の 4 つの活動期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

活動の報告：活動の結果は、平成 21 年度の総会で報告し本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。また、理事会より指示のあった場合は、逐次中間及び進捗状況を報告する。

活動経費：1)、2)及び4)の活動は各委員のボランティアによるものとし、必要な消耗品費、事務管理費等は、本協議会の運営費で負担する。3)の活動については、WWFJと協議しながら必要な経費を調達する。

活動予定：

活動	4～7月	8～11月	12～3月	備考
1) 沖縄県のサンゴ礁についての現況取りまとめ	← 情報収集 →	← 分析 →	← 取りまとめ → 報告	
2) 沖縄県におけるサンゴ保全についての提案		← 現況情報の分析 → ← 保全提案の検討 → ← 取りまとめ →	報告	
3) 自然資源に関する地域での意識調査	← 現地調査 → ← 結果分析 →	← 追加調査 →	← 取りまとめ → 報告	WWFJのプロジェクト執行年度は10月から翌年9月
4) 資金調達に関する瀬略的方法の検討	← 検討会議及び	← Eメールでの議論 →	← 取りまとめ及び次年度資金計画 → 報告	
<u>5) その他活動に必要な事項</u>	← 理事会等により審議		← 報告 →	

第五号議案 平成 21 年度の収支予算改訂(案)

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの収支予算(案)を次のとおり修正したい。

収 入

1) 県受託による事業費	500,000 円	(申請予定)
2) その他助成金等	600,000 円	(申請予定)
3) 寄付	100,000 円	(猪澤理事ほか)

収入合計 1,200,000 円

支 出

1) 協議会の運営費			
会議費	理事会開催費	100,000 円	(3 回程度開催)
	総会開催費	50,000 円	(1 回開催)
消耗品費		100,000 円	
通信費		100,000 円	

小計 350,000 円

2) 保全活動の推進事業費

沖縄県のサンゴ礁についての現況とりまとめ	50,000 円
沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案	50,000 円
自然資源に関する地域での意識調査 (WWFJ と連携するため経費負担は要調整)	700,000 円
資金調達に関する戦略的方法の検討	50,000 円

小計 850,000 円

支出合計 1,200,000 円

下線部分を修正して提案いたします。

平成 20 年度活動報告詳細

(1) メールングリストの開設

本協議会会員の相互交流を促すことを目的に、会員間メールングリストを開設し運営した。2009 年 1 月にフリーのメールングリストサービス (FreeML) にてメールングリストを開設した。フリーのメールングリストサービスとしたのは、協議会の今後の運営を考え、無料で利用できるサービスを選んだ。

(2) リーフレットの作成・配布

県民及びその他へ本協議会の存在と意義等の認知を促し、入会へつなげるため、本協議会を紹介するリーフレットを作成した。

リーフレットの仕様：サイズ A4 (両面) 三つ折り、2000 部

リーフレットの内容：設立趣意書、基本理念、申し込み案内、問い合わせ先

リーフレット

基本理念
本協議会は、沖縄にとって真に持続可能な社会を形成するために、健全なサンゴ礁を次世代に残すことが不可欠であることを踏まえ、サンゴ礁の保全に取り組みます。

1 総合的なサンゴ礁保全の推進
海域にとどまらず、陸域を築いた緑色の帯で持続可能なサンゴ礁の保全活動を推進します。

2 多様な主体の連携
地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を積極的に推進します。

3 地域のサンゴ礁保全への支援
サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな問題を意識し地域へ浸透するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援します。

4 意見表明の自由の保障と協議会の中立性の確保
本協議会では、構成員の自由な意見表明を保障すると共に、協議会としては、特定の政治、思想、経済的利益にとらわれることなく、さまざまな利害や権力に対して中立かつ公平な立場でサンゴ礁の保全に取り組みます。

申し込みの案内
会員登録を希望される方は、郵送、E-mail 又はファックスにて、下記の情報を事務局までお送りください。申込用紙は、協議会ウェブサイトからダウンロードできます。(詳しくはウェブサイトをご覧ください。)

個人で会員登録される方:
氏名とふりがな、所属、住所(資料等の送付先)、電話番号、ファックス番号、メールアドレス(メールマガジンの登録の可否)

団体で会員登録される方:
団体名とふりがな、代表者、担当名、担当者の部署名、住所(資料等の送付先)、電話番号、ファックス番号、メールアドレス(メールマガジンの登録の可否)、団体の概要

お問い合わせ先(事務局)
沖縄県文化環境部自然保護課
〒900-0570 沖縄県那覇市緑線1-2
TEL: 098-808-2243 FAX: 098-808-2240
メールアドレス: coralreef@kkk.pref.ocw.jp
ウェブサイト: <http://www.okinawaconservation.com>
ブログ: <http://weblog.okinawaconservation.com>

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
沖縄県をまもる人を選び、活動する協会です。健全なサンゴ礁を次世代に残すことを目指して地域住民・漁業者、観光業者、農業者、企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、県内外の多くの有志を擁します。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 設立趣意書
私たちが生活する沖縄の海やサンゴ礁が基盤となってきました。台風や豪雨によるサンゴ礁は、自然の自浄作用としての重要な役割を果たしているだけでなく、熱帯雨林と並ぶ多種多様な生物の宝庫でもあり、私たちが農業資源や観光資源など様々な恩恵をもたらしてくれています。

かつて沖縄では、島という限られた陸地とサンゴ礁を活用し、塩田と漁業のたもと平島平島の生活が営まれていました。人々は多様な自然とサンゴ礁とそれと深く広大な海に向き合い、海を懐い懐い、風土を育てながら暮らしながら、クワイ・クワイと称され、その下や影の行草にみられる比喩や特色ある芸術、さらには歴史の遺産にいたるまで、沖縄独自の文化を築きあげてきました。しかしながら、その様子は近年になって急激に変化しています。

1972年に本土復帰を果たした沖縄では、米軍基地問題を巡りさまざまな「本土差別」を合い言葉に、激化にわたる沖縄無差別闘争に導かれた。その中でサンゴ礁は、新たな経済成長基盤として開発を促す観光分野での重要な社会資産となります。しかし一方で、商業メディアに求められる「美しい海、白い砂浜」という華やかなイメージが振り高し、開発された結果、県民自身も自ら求めた経済発展の影で多様な伝統的価値を失い、現実感のない一瞬一瞬の瞬間だけが経過していききました。このようにして、サンゴ礁の重要性を深く知る機会を失ってしまいました。

さらに、私たちの暮らし方、いわゆる開発、農業・観光・漁業などの産業活動の、乱開発によるサンゴ礁生態系の破壊と崩壊を引き起こしています。長い年月をかけて形成された貴重なサンゴ礁は高々に崩れてなくなり消滅しました。幸いにして残ったサンゴ礁も、止まない雨は止まず汚水の流出、オホシロシの大発生、サンゴの病害に加えて、資源利用によってサンゴ礁の持つ優れた資源の枯渇を懸念し、その存続が危ぶまれています。

これらに加えて、激化する気候変動など、地球規模の気候変動による海面上昇と海面上昇に伴うサンゴ礁にも大きな影響を及ぼしつつある、問題はより広域化・複雑化しています。世界的にも貴重な沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、その保全に取り組むことが急務です。

2004年に沖縄で開催された「国際サンゴ礁シンポジウム」での「沖縄宣言」や、2007年発足の海洋基本法を軸とする国内の政策など、研究者や団体によるサンゴ礁保全への取り組みが盛んになっています。沖縄においても、地域の自治体やNPOや企業による海防講座、ネットや新聞、海の観察会、サンゴ観察再生の試み、観光業・農業者による自然環境のテーマ作りなど、さまざまな活動が進められています。こうした活動を効果的に取りより効果を得るには、サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な課題を十分理解しなくては、それぞれの活動を相互に連携させて持続的に進めなくてはなりません。

そのためには、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりをする、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、さまざまな人々を積極的に結びつける組織が必要となります。そしてその組織を軸として持続的に運営していくには、真実な立場にある争点の争点、自由に意見を表明し活動を行える場をつくらなくては、多様な参加者が行える活動を実現することは困難です。

このような組織を目的としてここに「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を設立します。

平成20年3月1日
(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立準備会
会合員一岡

上原伸男、上原正太郎、浦野 隆、岡田 毅、宮村武徳、藤原一彰、藤原健治、藤原健治、小林清高、松井隆雄、寺田隆子、中野義典、中野誠治、中山勝彦、西平守孝、平井和也、早川啓太、宮城謙徳、宮村茂樹、藤井仁志、森田 隆 (アイウエオ順)

(3) ワークショップの開催と保全活動の実施

本協議会と地域、または地域内、地域間のネットワークづくりと相互の活動の相乗効果を高めるために、地域ワークショップの開催(2地域)や地域保全活動(1地域)を実施した。

ワークショップの実施概要

開催年月日	場所	関係団体	備考
2008年1月17日	宮古島市 宮古島市役所	ダイビング業者・エコツアー業者・観光協会・役場・市民	NPO 法人海の自然史研究所
2008年3月8日	北谷町 宮城区公民館	自治会・ダイビング業者・漁業者・市民・サーフィン団体	NPO 法人エコ・ビジョン沖縄

地域保全活動の実施概要

開催年月日	場所	関係団体	備考
2009年3月8日	北谷町宮城区 公民館	漁業者、ダイビング業者、サーファー、市民	パネル展も同時開催

(4) サンゴ-ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催

沖縄県民あるいは沖縄を訪れる観光客等を対象に、サンゴ礁の海の素晴らしさ、サンゴ礁が身近な存在であること、また、それが如何なる状況かを知らせてもらうこと、そして本協議会の存在を紹介することを目的に、企画展を開催した。詳細については、第六章参照。

2008年10月から2009年3月までの期間、宮古島、石垣島、久米島、沖縄島(南、中、北部)で以下の通りパネルの巡回展を開催した。開催に際しては、各地域の自然環境保全に関係する団体の協力を得て実施した。

巡回展の開催概要

開催期間	地域	場所	備考(協力団体)
2008年10月10日-10月16日	宮古	宮古島市：宮古空港	NPO 法人おきなわ環境クラブ
2008年10月26日-11月1日	八重山	石垣市：離島旅客ターミナル	八重山サンゴ礁保全協議会
2008年11月6日-12月5日	久米島	久米島町：久米島空港・久米島町役場・具志川改善センター・久米島町自然文化センター	久米島ホテルの会
2008年12月13日	沖縄南部	那覇市：沖縄産業支援センター	沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 協議会総会同時開催
2009年2月5日-2月26日	沖縄北部	本部町：沖縄美ら海水族館	沖縄美ら海水族館
2009年3月8日	沖縄中部	北谷町：宮城区公民館	ワークショップ同時開催

(5) 国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承

2008 年 1 月からの年間キャンペーンである国際サンゴ礁年 2008 の活動を整理し、その効果等を検証した。また、ポスト国際サンゴ礁年として 2009 年以降、サンゴ礁保全に対して推進すべき活動などを事務局と調整した。例示的には、国際サンゴ礁年キャンペーン国内ネットワーク（ML 等）と本協議会会員相互の連携やキャンペーン内活動成果（サンゴマップ作成等）の案内等を検討した。

検証

サンゴ礁年 2008 の活動について整理した（表 2-2-2）。

表 2-2-2 . サンゴ礁年 2008 のホームページに登録された活動（国際サンゴ礁年 2008 のホームページのデータを元に作成）

地域	件数	活動の種類	件数	活動の種類	件数
全国の活動	166	知ろう	68	イベント	30
沖縄	76	行こう	38	セミナー	14
		守ろう	37	シンポジウム	3
				保全活動	31
				広報	4
				ダイビングツアー	5
				シュノーケリング	13
				学習	33
				キャンペーン	5
				その他	13

継承

全国的な国際サンゴ礁年 2008 の活動の継承に関しては、推進委員会で議論され、主たる活動が、各活動主体によって継承されることとなった。協議会は、サンゴ礁年事務局（環境省など）や活動実施主体と調整した。

(6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

陸域を含めたサンゴ礁に関する個別の問題について、会員の積極的な参加の下、メーリングリストやホームページ等を活用しながら情報を収集し、広く周知した。ホームページ上で下記のアンケートを実施し、結果をとりまとめた。結果は、ホームページで公開した。

アンケート質問の内容

サンゴ礁保全問題の収集	
<p>下記フォームへ入力し【確認】ボタンを押してください。 <small>※は必須項目です。</small> (1)-1は住所やGPSの値、範囲などできるだけ詳しくお願いたします。 記入例：沖縄県大度海岸沖、GP528° 03' 15.49"、127° 42' 28.98" (WGS84) ポイントの位置座標を知りたい方はhttp://coralreefconservation.web.fc2.com/activity/quiz/pointmap.htmlから調べてください。</p>	
(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁はありますか。その場所(住所やGPSの値など)教えてください	<input type="text"/>
(1)-2 そのサンゴ礁はいつから危機にさらされていますか。調査の計画はありますか？	<input type="text"/>
(2)-1 そのサンゴ礁はどのような危機にさらされていますか。次のうちから選択してください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 1.開発による生息地の消失・減少 <input type="checkbox"/> 2.水質の悪化 <input type="checkbox"/> 3.赤土等の流出 <input type="checkbox"/> 4.オニヒトデによる食害 <input type="checkbox"/> 5.サンゴの病気 <input type="checkbox"/> 6.白化によるサンゴの死亡 <input type="checkbox"/> 7.過剰な利用 <input type="checkbox"/> 8.その他(シロレイシガイダマシによる食害など)
(2)-2 (2)-1の回答について具体的に記述してください。	<input type="text"/>
(3)-1 その場所で保全活動や再生のための取り組みはされていますか？	<input type="radio"/> されている <input type="radio"/> されていない
(3)-2 それは誰がどのように行っている取り組みですか。	<input type="text"/>
(4) サンゴ礁の復元や再生の取り組みなどについて情報・ご意見などがあればご記入お願いたします。	<input type="text"/>
名前	<input type="text"/>
所属	<input type="text"/>
地域	<input type="text"/>
よく利用するサンゴ礁とその場所	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>
<input type="button" value="確認"/>	

アンケート結果の公開

ウェブ 画像 地図 ニュース 動画 Gmail その他 ▼ ログイン | ヘルプ

Google マップ <http://coralreefconservation.web.fc2.com/map/kikkiml> 地図を検索 検索オプションを表示

ルート検索案内 マイマップ Google Earthで表示 印刷 送信 リンク

サンゴ礁の危機.kmz

マイマップに保存

- 10. 黒島南
【(1)-1 石垣市宮長湾〜竹富南、黒島南、石垣市伊
- 11. 石垣市伊原崎〜平野
【(1)-1 石垣市宮長湾〜竹富南、黒島南、石垣市伊
- 12. 石垣市原地湾
【(1)-1 石垣市宮長湾〜竹富南、黒島南、石垣市伊
- 13. 西表島北海岸
【(1)-1 石垣市宮長湾〜竹富南、黒島南、石垣市伊
- 14. 沖縄県石垣島サクラガチ
【(1)-1 沖縄県石垣島サクラガチ (1)-2 2008年<2
- 15. フロロピン・ボラカイ島
【(1)-1 海外でもよろしいのでしょうか！！ 沖縄だけ
- 16. パラワン北部・ゴロン島周辺
【(1)-1 海外でもよろしいのでしょうか！！ 沖縄だけ
- 17. 波島
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 18. 杜津
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 19. 大蔵礁
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 1. 石西礁湖全周
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 20. 知念岬
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁がありますか
- 21. 野島岬
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 22. 辺野古岬
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 23. 野原島南
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 24. 島笠岬
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 25. 砂辺岬南
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 26. 大蔵岬南
【(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 2. 石西礁湖東部・黒島島南沖・石垣島北部沿岸
【(1)-1 石西礁湖東部・黒島島南沖・石垣島北部沿岸